

[別紙1]

アートによる地域活性化促進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (文化政策課長が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → (当該年度の2月末まで)

※事業の完了とは：補助事業の実施期間内に完了したこと。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内、若しくは、事業終了年度の3月20日のうち、いずれか早い日まで)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

対象事業に係る実績報告書・事業報告書及び収支決算書又はこれに準ずる書類の提出後、補助金額の確定手続きを行います。その後、指定の口座に振り込みを行います。

資料提出・問い合わせ先

地域づくり推進部・文化政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857 - 26 - 7134 bunsei@pref.tottori.lg.jp